

第 26 回士別市農業委員会総会議事録

令和 2 年 7 月 27 日

士別市農業委員会

第 26 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 27 日（月曜日）

午後 1 時 30 分開会

午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 経済部・農業委員会仮事務所 2 階会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第 2	報告第 2 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 3	報告第 3 号	賃貸借契約の解約について
日程第 4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 5	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（25 名）

1 番	保 科 隆 志 君	2 番	山 下 篤 君
3 番	丹 敬 生 君	4 番	湯 浅 悦 子 君
5 番	新 田 康 仁 君	6 番	濁 川 強 君
7 番	柳 眞由美 君	8 番	中 山 義 隆 君
9 番	寺 崎 徳 仁 君	10 番	遠 藤 英 俊 君
11 番	工 藤 修 一 君	12 番	松 浦 秀 行 君
13 番	鈴 木 庄 一 郎 君	14 番	小 野 寺 悦 子 君
15 番	植 松 強 君	16 番	沼 舘 初 男 君
17 番	佐 久 間 弘 美 君	18 番	森 野 良 次 君
21 番	菊 地 義 昌 君	22 番	上 野 浩 二 君
23 番	栗 本 勝 君	24 番	村 上 幸 博 君
25 番	五 十 嵐 浩 幸 君	26 番	岡 崎 京 子 君
27 番	飛 世 薫 君		

出席説明員（5 名）

事務局長	藪 中 晃 宏 君
総務課長	林 秀 忠 君

総務課主査 小 林 泉 君
総務課主事 古 閑 俊 祐 君
総務課事務員 佐々木 滯 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（飛世 薫君）

第26回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、23番 栗本勝委員、24番 村上幸博委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（藪中晃宏君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「大崎委員」「松井委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外2件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の新規認定、5件の再認定、1件の変更認定、3件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 2件減の 479件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、あわせて面積2,903 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地●●●●と●●●●につきましては、車庫の建設及び庭として宅地利用されており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

また、また、本申請地●●●●につきましては、格納庫を建設するため、平成4年5月27日付で農地法第5条の許可を受けており、現在も宅地として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積360 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、車庫を建設し、宅地利用されており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積330㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、平成6年頃より、未利用地となっており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

また、また、本申請地●●●●につきましては、格納庫を建設するため、平成4年5月27日付で農地法第5条の許可を受けており、現在も宅地として利用されている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番・番号2番は、7月2日に担当地区農業委員3名により実施をし、番号3番は、6月30日に担当地区農業委員4名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、下士別町43線東、地番●●●●外1、地目、畑、転用面積2,239㎡、転用目的と計画、格納庫等の建設のための転用であり、格納庫1棟 340.2㎡、ほか合わせまして、合計2,661.7㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課主事（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16線南)、地番●●●●外2筆、地目、田・畑、面積51,588㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16線南)、地番●●●●、地目、用悪水路、面積2,080㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19線北)、地番●●●●外5筆、地目、田、面積33,747㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19線北)、地番●●●●外4筆、地目、田、面積38,459㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19線南)、地番●●●●外5筆、地目、田・畑・用悪水路、面積70,406㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

以上、5件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

- 議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第26回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）